

可したので同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十四号

昭和四十六年九月三十日付で江府町長から申請のあつた土地改良(杉谷地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年一月十九日から二十日

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十五号

昭和四十六年九月三十日付で江府町長から申請のあつた土地改良(宮市地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十六号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(江津地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十七号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良(横手地区は場整備)事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十八号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（志津地区老朽ため池補強）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十九号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（谷地区老朽ため池補強）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良（恩志地区かんがい排水）事業

は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十一号

気高町長から申請のあつた町営土地改良（宝木地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十二号

鹿野町長から申請のあつた町営土地改良（広木地区農道整備）の事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十三号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（天王地区農道舗装）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十四号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（下伊勢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 知 破 一 朗

鳥取県告示第四十五号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（良ツコウ地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十六号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（中尾地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十七号

鳥取市大塚二三九番地中島常雄ほか六十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（大塚地区かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第一項の規定により次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第一条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

住所 鳥取県米子市明治町八番地
氏名 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第三項の規定による委員長の職務代理者を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第四条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章
委員長の職務代理者 山本 鉄太郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

頁 段 誤

三 下 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第六条第二項から第五項(第三項第一号を除く。)までの規定の例による。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県教育委員会委員長 小田 大 吉

一日時 昭和四十七年一月二十日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

正 誤

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則(昭和四十六年十月鳥取県規則第七十八号)中次のとおり誤りがあつたので、訂正する。

正

2 障害の等級及び金額の決定については、政令第六条第二項から第五項(第三項第一号を除く。)までの規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】